

令和元年度島根県計画に関する 事後評価

**令和 3 年 11 月
島根県**

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った
(実施状況)

- ・令和2年3月9日 令和元年度第2回島根県地域医療支援会議（書面開催）において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和3年3月18日 令和2年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

☐ 行わなかった
(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容
特になし

2. 目標の達成状況

令和元年度島根県計画に規定した目標を再掲し、令和2年度終了時における目標の達成状況について記載。

■島根県全体（目標と計画期間）

1. 島根県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

しまね医療情報ネットワーク（まめネット）のさらなる利便性の向上を図ることにより、病病連携、病診連携の強化や中山間・離島地域の診療支援、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む。

（数値目標）

- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
2,164 件（H29 年度） → 3,100 件（R1 年度）
- ・まめネットカード発行枚数（県民の参加数）
50,402 枚（H31.1） → 55,000 枚（R2.3）

<参考：地域医療構想で策定した各圏域の必要病床数>

（2016 年度）

	病床数 合 計	一般 病床	療養 病床
松 江	3,089	2,585	504
雲 南	598	405	193
出 雲	2,361	1,750	611
大 田	647	457	190
浜 田	1,128	731	397
益 田	847	595	252
隠 岐	135	111	24
県合計	8,805	6,634	2,171



（2025 年度）

	病床数 合 計	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	増減数	増減率 (%)
松 江	2,474	212	810	712	740	▲615	▲19.9
雲 南	523	15	113	254	141	▲75	▲12.5
出 雲	1,661	255	644	421	341	▲700	▲29.6
大 田	403	13	93	174	123	▲244	▲37.7
浜 田	760	62	255	212	231	▲368	▲32.6
益 田	613	47	214	179	173	▲234	▲27.6
隠 岐	135	8	39	50	38	0	0.0
県合計	6,569	612	2,168	2,002	1,787	▲2,236	▲25.4

② 居宅等における医療の提供に関する事業

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

（数値目標）

- ・訪問診療を実施する診療所、病院数
270 力所（H27 年度） → 287 力所（R2 年度）

- ・訪問診療を受けている患者数
5,769 人（H27 年度）→ 6,132 人（R2 年度）
- ・訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算）
317 人（H29.3）→ 327 人（H29.10）→ 380 人（R2.3）
- ・緩和ケア研修終了者数
1,370 人（H30 年度）→ 1,450 人（R1 年度）
- ・往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持（H29.10 時点 40.2%）
- ・2025 年までに特定行為を行う看護師 100 名を養成

③ 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

（数値目標）※数値目標は、第 7 期介護保険事業計画（H29 年度→R1 年度）に基づくもの

- ・特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修 3 施設（76 床）
- ・介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換 4 施設（328 床）

④ 医療従事者の確保に関する事業

平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医療従事者の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況の中で、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在が顕著であり特に県西部において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

（数値目標）

- ・しまね地域医療支援センターへの登録者のうち県内で研修・勤務する医師数
184 人（H30.3）→ 175 人（R2.3）
- ・病院、公立診療所の医師の充足率
80.1%（H30 年度）→ 80%（R1 年度）
- ・病院の看護師の充足率
96.8%（H30 年度）→ 97%（R1 年度）
- ・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数
37 人（H30 年度）→ 40 人（R1 年度）
- ・鳥取大学から県内への派遣医師数の維持（H30.10 174 人）
- ・産婦人科における医師の充足率維持（H30 年度 80.6%）
- ・病院・公立診療所の医師充足率維持（松江・出雲区域以外）（H30 年度 77.2%）
- ・分娩手当支給施設の産科・産婦人科医師数の維持（H28 年度 65 人）

- ・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数の維持
(H28 年度 16.5 人)
- ・小児（二次・三次）救急対応病院数の維持（H30 年度 18 病院）
- ・県内からの医学科進学者数
50 人（H30 年度） → 50 人（R1 年度）
- ・歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持（H30.12 216 カ所）
- ・県内病院における薬剤師の充足率
81.0%（H30 年度） → 81.2%（R1 年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する事業

平成 37 年度（2025 年度）における介護職員需給ギャップ（1,006 人）の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

（数値目標）

- ・令和 7 年度（2025 年度）における介護職員需給ギャップ（1,006 人）の解消

2. 計画期間

令和元（平成31）年度～令和 4 年度

□島根県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
2,164 件（H29 年度） → 3,919 件（R2 年度）
※【目標値】3,100 件（R1 年度）
- ・まめネットカード発行枚数（県民の参加数）
50,402 枚（H31.1） → 63,238 枚（R3.3）
※【目標値】55,000 枚（R2.3）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・訪問診療を実施する診療所、病院数
※【目標値】270 カ所（H27 年度） → 287 カ所（R2 年度）
最新の統計データがないため出典の異なる同様の指標で評価した
- ・訪問診療行っている医療機関数（診療所、病院数）
267 カ所（H29 年度） → 273 カ所（R2 年度）

- ・訪問診療を受けている患者数

※【目標値】5,769人（H27年度）→ 6,132人（R2年度）

最新の統計データがないため出典の異なる同様の指標で評価した

- ・訪問診療を受けている患者数

5,847人（H29年度）→ 6,067人（R2年度）

- ・訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算）

321人（H29.5）→ 414人（R2年度）

※【目標値】380人（R1年度）

- ・緩和ケア研修修了者数

1,370人（H30年度）→ 1,527人（R2年度）

※【目標値】1,450人（R1年度）

- ・往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持

H29.10時点 40.2% → R3.3時点 32.9%

- ・2025年までに特定行為を行う看護師100名を養成

県内看護師の研修修了者 44名（R3.5）

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修 1施設（28床）

- ・地域包括支援センターの開設 1施設

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・しまね地域医療支援センターへの登録者のうち県内で研修・勤務する医師数

184人（H30.3）→ 238人（R3.4）

※【目標値】175人（R1年度）

- ・病院、公立診療所の医師の充足率

80.1%（H30年度）→ 82.1%（R2年度）

※【目標値】80%（R1年度）

- ・病院の看護師の充足率

96.8%（H30年度）→ 96.2%（R2年度）

※【目標値】97%（R1年度）

- ・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数

37人（H30年度）→ 61人（R3年度）

※【目標値】40人（R1年度）

- ・鳥取大学から県内への派遣医師数の維持

H30.10：174人 → R3.4：169人

- ・産婦人科における医師の充足率維持

H30年度：80.6% → R2年度：88.1%

- ・分娩手当支給施設の産科・産婦人科医師数の維持 H28 年度：65 人
最新の統計データがないため下記の参考の指標で代替して評価した
(参考) 産科・産婦人科の病院勤務医師数
H28 年度 50 人 → R2 年度 55 人
- ・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数の維持
H28 年度：16.5 人
最新の統計データがないため下記の参考の指標で代替して評価した
(参考) 分娩 1000 件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数
H28 年度 13.9 人 → R2 年度 18.2 人
- ・小児（二次・三次）救急対応病院数の維持
H29 年度：18 病院 → R3 年度：18 病院
- ・県内からの医学科進学者数
50 人（H30 年度） → 35 人（R3 年度）
※【目標値】50 人（R1 年度）
- ・歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持 H28.12：245 カ所→H30.12：216 カ所
最新の統計データがないため下記の参考の指標で代替して評価した
(参考) 県内養成校卒業生における県内就職率
R1 年度：63.9%（DH） → R2 年度：41.0%（DH）
- ・県内病院における薬剤師の充足率
H30 年度：81.0% → R3 年度：87.7%
※【目標値】81.2%（R1 年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

平成 30 年度介護職員数 15,878 人、令和元年度介護職員数 16,760 人

現時点では令和 2 年度における介護職員数の把握が困難であるため、今後、介護サービス施設・事業所調査により介護職員数を把握する。

2) 見解

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

しまね医療情報ネットワーク整備事業

計画期間中、各病院が行う「まめネット」の連携機能を強化するための改修、普及に向けた取組を支援したこと等により、ネットワーク接続機関数は増加している。

同意カード発行枚数は R3.3 月末には 63,238 枚となり、順調に増加しているため、引き続き普及拡大に努める。

また、在宅医療における「まめネット」の活用等により、医療機関同士の連携のみならず、医療機関と介護施設の連携も強化されることから、今後も、多職種連携の主要なツールとして「まめネット」の活用を積極的に図っていく。

(2) 在宅医療の推進に関する事業

①在宅医療の推進に関する事業

訪問診療に必要な設備整備等への支援、条件不利地域への訪問診療・訪問看護に対する市町を通じた支援等により、在宅医療提供体制のハード・ソフト両面の整備を図った。

訪問診療を行う医療機関数は着実に増えている。

②医療連携の強化・促進

「まめネット」の普及に向けた取組を支援したこと等により、連携カルテの閲覧件数はR2年度の月平均が3,919件、同意カード発行枚数はR2年度末には63,238枚となり順調に増加しているため、今後は、在宅医療に活用できる連携アプリケーションの整備を進めることにより、多職種連携の主要なツールとして「まめネット」の活用を積極的に図っていく。

(3) 介護施設等の整備に関する事業

特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修を実施した。

加えて、地域において中核的な役割を担う地域包括支援センターの整備を実施することで、より重層的な基盤整備を図る。

(4) 医療従事者の確保

これまでの、地域医療支援センター運営事業や医学生奨学金の貸与等の医師確保の取組と、看護師の研修環境の整備、院内保育所の運営支援等による医療従事者の県内定着の取組により、数値目標の達成に向け一定の成果を得ている。

今後、さらに対策を進め、医療従事者の確保に積極的に取り組んでいく。

(5) 介護従事者の確保に関する事業

計画に掲載した事業は着実に実施した。取り組みの成果は今後の統計調査により把握する。

3) 改善の方向性

- ・ 病床機能分化・連携、在宅医療の拡大に向け、地域医療構想調整会議等の場において地域の実情を踏まえた議論を活性化するための取り組みを実施していく。
- ・ 関係機関が協働して、在宅医療の普及に努めるとともに、在宅医療に携わる医療従事者の養成に継続して取り組む必要がある。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

令和元年度島根県計画に規定した事業について、令和2年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.1（医療分）】 しまね医療情報ネットワーク整備事業	【総事業費】 301,541 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、医療機関等	
事業の期間	平成31年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県は、東西に長い（約 230 km）県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、医師の地域偏在、といった課題を抱えている。このような状況の中で、限られた医療資源を活用し、効率的で質の高い医療提供体制が整備されるよう、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）を整備・活用し、構想区域を越えた医療機能の分化連携と病床再編を促進するとともに、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む必要がある。 アウトカム指標： ・ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 現状値（H29 年度平均）2,164 件／月 →目標値（R1 年度平均）3,100 件／月 ・同意カードの発行枚数 現状値（H31.1 月末）50,402 枚 →目標値（R2.3 月末）55,000 枚	
事業の内容（当初計画）	・まめネットの整備等（まめネット連携アプリケーション整備、まめネットに接続するための院内システム整備等の経費） ・まめネットを普及拡大し、医療・介護の連携に活用するため、病院等が行う患者の同意取得促進の活動を支援。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・連携アプリケーション（周産期医療情報共有システム等）の改修 4 件 ・まめネットへの情報提供が新たに可能となる施設の数 5 施設	

	・まめネット普及支援員を配置する医療機関数 5 病院
アウトプット指標（達成値）	・連携アプリケーション（周産期医療情報共有サービス等）の構築 2 件 ・まめネットへの情報提供が新たに可能となる施設の数 5 施設
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 2,164 件（H29 年度）→3,919 件／月（R2 年度平均） 同意カードの発行状況 50,402 枚（H31.1）→63,238 枚（R3.3） （１）事業の有効性 本事業によりネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数）が 3,919 件／月に増加し、目標を達成した。まめネットへの参加者、参加医療機関を増加させることにより、他職種間の情報連携を促進し、質の高い医療・介護の提供に役立った。 （２）事業の効率性 診療情報、健診情報、調剤情報、介護情報等をまめネットに一元的に集約することにより、低コストで効率的な情報連携の仕組みを整備できる。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.2（医療分）】 医療連携推進事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	診療所を中心としたチーム	
事業の期間	平成31年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標： ・ 訪問診療を実施する診療所、病院数 270 ヲ所（H27 年度） → 287 ヲ所（R2 年度） ・ 訪問診療を受けている患者数 5,769 人（H27 年度） → 6,132 人（R2 年度）	
事業の内容(当初計画)	地域における医療連携の取組の促進を図るため、郡市医師会単位においてモデル事業として行われる小規模な医療連携の取組（小規模なチーム作り）に必要な経費を県が補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅医療に取り組む連携チーム数 10 チーム	
アウトプット指標（達成値）	令和2年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和元年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和元年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和元年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.3 (医療分)】 市町村計画に基づく在宅医療の推進事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標： ・ 訪問診療を実施する診療所、病院数 270 カ所 (H27 年度) → 287 カ所 (R2 年度) ・ 訪問診療を受けている患者数 5,769 人 (H27 年度) → 6,132 人 (R2 年度)	
事業の内容(当初計画)	在宅医療の推進のために以下の取組を行う市町村を支援する。 ・ 条件不利地域に訪問診療・訪問看護を行う医療機関や訪問看護ステーションの運営支援 ・ 訪問看護ステーションのサテライト整備費用の一部を補助 ・ 住民理解を深めるため、医療関係者と住民組織が一堂に会して共に考える場を創出	
アウトプット指標 (当初の目標値)	在宅医療の推進のために以下の取組を行う事業所及び市町村数 ・ 条件不利地域に訪問診療を行う医療機関 50 カ所 ・ 条件不利地域に訪問看護を行う訪問看護ステーション 35 カ所 ・ サテライトを整備する訪問看護ステーション 2 カ所 ・ 住民の理解促進事業を行う市町村 10 市町村	
アウトプット指標 (達成値)	令和2年度事業は過年度計画により実施している。(過年度分事後評価参照)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和元年度計画分は執行していない。	
	(1) 事業の有効性 令和元年度計画分は執行していない。	

	(2) 事業の効率性 令和元年度計画分は執行していない。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.4（医療分）】 地域医療・在宅医療に関する住民理解促進事業 在宅医療に関する病院の体制整備事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県内に所在する病院	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。 アウトカム指標： ・ 訪問診療を実施する診療所、病院数 270 カ所（H27 年度） → 287 カ所（R2 年度） ・ 訪問診療を受けている患者数 5,769 人（H27 年度） → 6,132 人（R2 年度）	
事業の内容(当初計画)	在宅医療に関する県民の理解を深めるため、各種媒体を通じたわかりやすい広報を実施するとともに、普及・啓発の役割を担う医療従事者の養成を支援する。 また、病院が在宅医療を地域で主体的に推進していくためには、病院に勤務するすべての職種がその必要性を十分理解した上で、組織全体で取り組むことが不可欠であるため、病院における研修をはじめとする体制整備を総合的に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 在宅医療についての普及啓発シンポジウムの開催 1 回 ・ 在宅医療についての研修等に取り組む病院数 6 病院	
アウトプット指標（達成値）	令和 2 年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和元年度計画分は執行していない。 （１）事業の有効性 令和元年度計画分は執行していない。 （２）事業の効率性 令和元年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5（医療分）】 訪問看護支援事業	【総事業費】 1,240 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標： 訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数 H29.3月 317人 → H29.10月 327人 → R1年度 380人	
事業の内容（当初計画）	中山間地域における訪問看護サービスを拡大していくため、訪問看護を推進するための検討会を設置して検討を行うとともに、訪問看護師が他の訪問看護の現場を体験することで個々の知識や経験に応じた指導及び助言が受けられる機会を提供する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・訪問看護支援検討会の開催 2回 ・相互研修に参加する訪問看護師の数 30人	
アウトプット指標（達成値）	・訪問看護支援検討会を1回開催し、訪問看護の推進に向けた取組について検討を行った。 ・相互研修は実施できなかった。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算） H29.3月 317人 → R1年度 412人 → R2年度 414人	
	（1）事業の有効性 ・本事業により訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算）は317人から414人となり、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図ることができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で訪問看護支援検討会は1回の開催となったが、訪問看護を取り巻く関係機関の代表者が多角的な視点で現状を分析・評価することで、訪問看護を推進する上での具体的な課題の整理と今後の方向性の検討	

	ができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で相互研修は実施できなかった。今後は、感染状況を見ながら実施したいと考えている。 (2) 事業の効率性 類似の会議等の活用により、訪問看護支援検討会の開催回数を最小限とすることで、コストの低下を図りながら効率的に実施している。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6（医療分）】 在宅緩和ケアを行う開業医等研修事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標：緩和ケア研修修了者数 H30 年度時点 1,370 人 → H31 年度 1,450 人	
事業の内容（当初計画）	医療用麻薬の使用への抵抗感や緩和ケアに対する漠然とした不安感を解消し、在宅での緩和ケアを進めるため、開業医等を対象とした緩和ケア研修会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	開業医を主な対象とした緩和ケア研修の開催 1 回	
アウトプット指標（達成値）	令和2年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和元年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和元年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和元年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.7 (医療分)】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 1,732 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県歯科医師会	
事業の期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持 H29.10.1時点 40.2%	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療の適切な提供を維持するため、県歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者への歯科診療所の紹介、在宅歯科医療等に関する相談や研修会等を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅歯科医療連携室の運営 1カ所	
アウトプット指標（達成値）	・ 歯科衛生士及び歯科技工士に対し、在宅歯科医療に関する知識の普及及び技術向上のための研修会を開催した R1 年度 2 回（歯科衛生士 1 回、歯科技工士 1 回） ・ 在宅歯科医療の推進及び体制整備に向け、県内各地区及び全県で協議会を開催した。 R1 年度 9 地区各 1 回／全県 1 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合 40.2% (H29.10) → 43.9% (R2.3) → 32.9% (R3.3)	
	（１）事業の有効性 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合は減少しているが、本事業において在宅歯科医療の実施に必要な知識や技術を有する歯科衛生士・歯科技工士の育成に一定の効果があつた。往診・訪問診療を行う歯科診療所の増加に向けて、引き続き、在宅歯科医療の体制整備及び質の向上を図っていきたい。 （２）事業の効率性 島根県歯科医師会に委託することにより、各地区における取組状況等の情報共有を効率的に行うことができる。また、より	

	専門的な研修が開催できるとともに、歯科衛生士等を派遣する側である歯科医師の理解にもつながる。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.8 (医療分)】 在宅歯科医療推進対策事業	【総事業費】 1,483 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県歯科医師会	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持 H29.10.1時点 40.2%	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療の体制維持を図るため、歯科衛生士や歯科技工士を中心とした栄養士や介護職等の多職種の関係者に在宅歯科医療のために必要な知識や技術等の研修を実施する。 また、在宅歯科医療の推進のために多職種と連携した協議会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	歯科衛生士及び歯科技工士に対する研修会の開催 3回	
アウトプット指標（達成値）	・歯科衛生士及び歯科技工士に対し、在宅歯科医療に関する知識の普及及び技術向上のための研修会を開催した R1年度 2回（歯科衛生士1回、歯科技工士1回） ・在宅歯科医療の推進及び体制整備に向け、県内各地区及び全県で協議会を開催した。 R1年度 9地区各1回／全県1回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合 40.2%（H29.10）→ 43.9%（R2.3）→ 32.9%（R3.3）	

	（１）事業の有効性 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合は減少しているが、本事業において在宅歯科医療の実施に必要な知識や技術を有する歯科衛生士・歯科技工士の育成に一定の効果があつた。往診・訪問診療を行う歯科診療所の増加に向けて、引き続き、在宅歯科医療の体制整備及び質の向上を図っていきたい。 （２）事業の効率性 島根県歯科医師会に委託することにより、各地区における取組状況等の情報共有を効率的に行うことができる。また、より専門的な研修が開催できるとともに、歯科衛生士等を派遣する側である歯科医師の理解にもつながる。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.9（医療分）】 未来の医療を支える特定行為を行う看護師養成事業	【総事業費】 11,680 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、病院、訪問看護ステーション	
事業の期間	平成31年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、患者にタイムリーな医療を提供するため、医師等の判断を待たずに手順書により特定行為のできる看護師が必要。	
	アウトカム指標：2025 年までに特定行為を行う看護師 100 名を養成	
事業の内容(当初計画)	県外での研修受講は、看護師や医療機関等の金銭的な負担も大きいことから、入学金や受講料、長期滞在に要する経費、代替職員の雇用に要する経費を支援することにより、受講促進を図る。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	研修受講に係る経費への支援 7カ所	
アウトプット指標 (達成値)	・研修受講に係る経費への支援 9カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内看護師の研修修了者 44名	
	(1) 事業の有効性 受講費用補助を通じて受講促進につなげることができた。 (2) 事業の効率性 県看護協会など、関係機関と情報共有することできめ細かな情報発信が可能となり、実施事業の効率化が図られた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.10（医療分）】 訪問診療等に必要な設備整備事業	【総事業費】 31,167 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。 アウトカム指標： ・訪問診療を実施する診療所、病院数 270 ヲ所（H27 年度） → 287 ヲ所（R2 年度） ・訪問診療を受けている患者数 5,769 人（H27 年度） → 6,132 人（R2 年度）	
事業の内容（当初計画）	医師が行う訪問診療・往診に必要な車両や医療機器の整備、及び、関連する在宅療養支援病院・診療所、訪問薬局などが行う在宅における医療の提供に必要な機器や設備の整備に対して支援を行う。 また、現に在宅医療に従事する看護師等の技術向上を目的とした研修を大学の教育機関が実施するために必要な設備の整備に対して支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅訪問診療の提供体制構築に資する設備整備を行う施設数 20 ヲ所	
アウトプット指標（達成値）	在宅訪問診療の体制整備のため、診療所や訪問看護ステーションなど 25 機関が医療機器や訪問用車両の整備を実施した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・訪問診療を実施する診療所、病院数 287 ヲ所（R2 年度） ・訪問診療を受けている患者 6,132 人（R2 年度） 上記のアウトカム指標の出典は NDB データであるが、直近の値が非公表であり、以下のとおり出典の異なる同様の指標により医療機関数・患者数の増を確認した。 ・訪問診療を実施する医療機関数（診療所、病院数） 267 ヲ所（H29(2017)年度） → 273 ヲ所（R2(2020)年度）	

	・訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017)年度） → 6,067 人（R2(2020)年度） ※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出
	（１）事業の有効性 目標値は未達成であるが、事業規模の小さい医療機関、訪問看護ステーション等が多い本県においては、新たな設備投資が困難な場合が多いため、本事業を活用した支援は、在宅医療提供体制の裾野拡大と質の向上に直接役立っている。 今後のさらなる在宅医療の需要増に対し、引き続き本事業により設備投資を支援することで在宅医療の提供体制の維持・向上が図られる。 （２）事業の効率性 医療機関等に対し、必ず複数社から見積もり徴することを求めるなどコストの低下を図っている。
その他	

3. 事業の実施状況

令和元年度島根県計画に規定した事業について、令和2年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No.11（介護分）】 島根県介護施設等整備事業	【総事業費（計画期間の総額）】 146,005 千円
事業の対象となる区域	県東部・県西部	
事業の実施主体	島根県内	
事業の期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：年内の特養待機者数の減少（待機者のうち、在宅の方が全体の約半数（2,000人超））	
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。 ②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 ③介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。 ④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。 ・特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修 3施設（66床） ・介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換 3施設（108床）	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している施設等の整備を行う。 ・特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修 3施設（66床） ・介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換 3施設（108床）	
アウトプット指標（達成値）	特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修 1施設（28床） 地域包括支援センターの開設 1施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：年内の特養待機者数の減少（待機者のうち、在宅の方が全体の約半数（2,000人超）） →令和2年1月現在 申込者数4,034名（うち在宅からの申込：1,607名） （1）事業の有効性 特別養護老人ホームのプライバシー保護改修や地域包括支援センターの整備により、在宅の要介護者が安心して施設入所できる環境整備や在宅での適切な介護サービスの利用につなげることができた。 （2）事業の効率性 ホームページに掲載することやそれを周知することにより、市町村や事業者に対して一定の共通認識や透明性、及び手続きに関する効率化を図ることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.12（医療分）】 専攻医確保・養成事業	【総事業費】 15,234 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人島根大学	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成30年度から開始された新専門医制度について、県全体として研修医を確保・養成し県内定着を進めるために、県内全病院が参画し県内病院をローテートする養成プログラムを作成し、医師不足、地域偏在の解消を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数 37人（H30年度）→40人（R1年度）	
事業の内容（当初計画）	島根大学を中心とする県内のすべての病院による病院群をローテートして勤務する仕組みを構築するため、島根大学医学部附属病院卒後臨床研修センターの専門研修部門の整備を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1件	
アウトプット指標（達成値）	令和2年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和元年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和元年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和元年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13（医療分）】 地域勤務医師育成支援事業	【総事業費】 50,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人鳥取大学	
事業の期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：鳥取大学から県内への派遣医師数の維持（H30.10時点 174人）	
事業の内容（当初計画）	鳥取大学医学部には、島根県の地域枠を5名設置しており、これら地域枠学生が、卒業後、島根県の地域医療に貢献できるよう、鳥取大学における医療技術の習得に資する環境整備、地域医療教育の充実に必要な経費を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	大学医学部における研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実に図る大学数 1件	
アウトプット指標（達成値）	鳥取大学医学部における教育環境の整備、地域医療教育の充実に図った。1件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 鳥取大学から県内への派遣医師数 174人（H30.10時点）→ 169人（R3.4.1現在）	
	（1）事業の有効性 派遣医師数は減少したが、医師が不足している県西部地域へは一定程度の派遣医師数が継続されている状況であり、本事業により教育環境の整備、地域医療教育の充実に支援をすることで、地域医療を担う医師の育成に寄与している。 一方で、派遣医師数の減少は医療提供体制に影響を及ぼすことになるので、今後も、毎年地域枠学生は誕生することも踏まえ、鳥取大学との連携を強化し、島根県への派遣医師数の維持・増加を図っていく。 （2）事業の効率性 県内への一定数の医師派遣が期待できる鳥取大学における研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実に資する経費に限	

	定して支援をすることにより、効率的に実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14 (医療分)】 島根大学への寄附講座の設置	【総事業費】 44,950 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人島根大学	
事業の期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・しまね地域医療支援センターの登録者のうち、県内で研修・勤務する医師数 H30.3月 184人 → R1年度 175人 ・病院・公立診療所の医師の充足率 H30年度 80.1% → R1年度 80%	
事業の内容（当初計画）	島根大学医学部地域枠入学者や奨学金貸与者等の地域医療に貢献する意志のある学生に対し、早期からの地域医療実習などによる学ぶ機会の確保、動機づけで学習意欲を向上させ、地域で求められる医師像やロールモデルとの出会いを促し、地域医療を担う医師を育成するため、島根大学医学部に地域医療支援学講座を設置する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	島根大学医学部内における地域医療支援学講座の開設 1件	
アウトプット指標（達成値）	島根大学医学部内における地域医療支援学講座の開設 1件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・しまね地域医療支援センターの登録者のうち、県内で研修・勤務する医師数 H30.3月 184人 → R3.4月 238人 ・R3.10月に勤務医師実態調査を実施 (病院・公立診療所の医師の充足率 R2年度 82.1%)	
	(1) 事業の有効性 学生が地域医療に興味を持ち、さらにモチベーションを向上させるため、地域医療について継続的な質の高い学びの場を確保する等の支援を実施。これらの取組により、しまね地域医療	

	支援センターの登録者のうち県内で研修・勤務する医師は毎年20～30人程度増加し、R3.4月には238人となったほか、病院・公立診療所の医師の充足率も増加傾向にあることから、本事業は地域医療を担う医師の育成に寄与している。 （２）事業の効率性 島根大学医学部に地域医療支援学講座を設置することにより、低コストかつ効率的に事業実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15（医療分）】 医学生奨学金の貸与	【総事業費】 152,493 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：病院・公立診療所の医師の充足率 H30年度 80.1% → R1年度 80%	
事業の内容（当初計画）	将来医師として県内の地域医療に携わる意志のある大学生、大学院生に対して奨学金を貸与する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	奨学金貸与者の継続的確保 32人／年	
アウトプット指標（達成値）	新たに26人に奨学金を貸与した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・R3.10月に勤務医師実態調査を実施 (病院・公立診療所の医師の充足率 R2年度 82.1%)	
	（1）事業の有効性 本事業により病院・公立診療所の医師の充足率は向上したため、県内で勤務する医師の確保、とりわけ地域の医療機関に勤務する医師数の増加に寄与した。 （2）事業の効率性 適切な貸与額、返還免除条件を設定することにより、コストの低下を図っている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16（医療分）】 研修医研修支援資金の貸与	【総事業費】 12,709 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況は特に特定診療科において顕著であり、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：産婦人科における医師の充足率維持 (H30年度 80.6%)	
事業の内容(当初計画)	県内で産婦人科等の専門医取得を目指す初期臨床研修医や専門医養成プログラムにより研修を行う後期研修医に対して研修支援資金を貸与する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	研修支援資金貸与者の継続的確保 4人/年	
アウトプット指標 (達成値)	新たに1人に研修支援資金を貸与した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・R3.10月に勤務医師実態調査を実施 (産婦人科における医師の充足率 R2年度 88.1%)	
	(1) 事業の有効性 研修を支援することで、県内で研修を行う研修医が増加し、産婦人科における医師の充足率維持の目標を達成したため、県内医療機関の医療提供体制の維持につながった。 (2) 事業の効率性 適切な貸与額、返還免除条件を設定することにより、コストの低下を図っている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17（医療分）】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 124,562 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：病院・公立診療所の医師の充足率 H30年度 80.1% → R1年度 80%	
事業の内容(当初計画)	・若手医師のキャリア形成支援、充実した研修体制の推進等を行い、医師の県内定着を図ることにより、本県の地域医療の確保を実現する。 ・医師の確保・定着のためには、働きやすい職場環境づくりが必要であるため、関係機関・団体等と連携し、県内女性医師等の復職支援等を行う相談窓口（えんネット）を設置運営する。（委託先：一般社団法人しまね地域医療支援センター）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・キャリア形成プログラムの作成数 202 人分 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100% ・相談窓口における相談件数 50 件	
アウトプット指標（達成値）	・キャリア形成プログラムの作成数 213 人分 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100% ・相談窓口における相談件数 20 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R3.10月に勤務医師実態調査を実施予定 （病院・公立診療所の医師の充足率 R2年度 82.1%）	
	（1）事業の有効性 本事業により支援センター登録医師の県内勤務医師数は着実に増えており、臨床研修医の県内マッチングに占める奨学金・地域卒医師の割合の増加も見られるなど、取組の成果が現れつつある。また、病院・公立診療所の医師の充足率も向上しており、本事業は医師の確保に効果があった。	

	（２）事業の効率性 研修病院合同説明会等の事業は、県全体として取り組むことにより、個々の病院が単独で取り組む場合と比較して、低コストで効率的かつ効果的に実施している。 また、地域医療支援学講座（寄附講座）と同じ建物（島根大学医学部）に設置し、密に連携することで卒前から切れ目のない支援を実施している。
その他	県内で後期研修を開始する医師数も増加傾向にある。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.18（医療分）】 地域勤務医師応援事業	【総事業費（計画期間の総額）】 126,161 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	過疎地域、離島に所在する病院及びへき地診療所	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：病院・公立診療所の医師の充足率 H30 年度 80.1% → R1 年度 80%	
事業の内容(当初計画)	過疎地域、離島における医療機関の医師確保対策を支援するため、非常勤医師の応援を受け、その医師の応援を受けるために交通費等を支出した医療機関に対し、その経費の一部を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る医療機関の数 24 病院	
アウトプット指標（達成値）	令和 2 年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和元年度計画分は執行していない。	
	（１）事業の有効性 令和元年度計画分は執行していない。 （２）事業の効率性 令和元年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.20（医療分）】 医師派遣等推進事業、周産期医療体制構築事業、子ども医療電話相談事業等	【総事業費】 54,937 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県内医療機関、県内産科医療機関	
事業の期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成25年度までの国庫補助事業により行ってきた特定診療科に対する支援や医師の確保対策によっても、特定診療科の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的な対策を行い、特定診療科の体制維持・充実を図る必要がある。	
	アウトカム指標： ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数の維持（H28年度 65人） ・分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数の維持（H28年度 16.5人） ・小児（二次・三次）救急対応病院数の維持（H30年度 18病院）	
事業の内容（当初計画）	1. 医師派遣等推進事業 地域の医療機関に勤務する医師の確保に向けて、出張面談、地域医療視察ツアーを実施することにより、医師確保が困難な地域における医療の提供を図る。 2. 周産期医療体制構築事業 ・産科医等の処遇改善を図るため、分娩の取扱に従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行う。 ・将来の産科医療を担う医師の育成・確保を図るため、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行う。 ・過酷な勤務状況にある新生児医療担当医（新生児科医）の処遇を改善するため、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して財政支援を行う。	

	3. 小児救急医療医師研修 地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の小児科医師、内科医師等を対象として小児救急医療に関する研修等を実施する。 4. 子ども医療電話相談事業 高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートするため、民間事業者を活用し、急病時の対応について医師等が助言する電話相談事業を実施する。
アウトプット指標 (当初の目標値)	・出張面談や視察を通じた医師の招へい 10 名 ・分娩手当を支給する産科医療機関数 15 施設 ・分娩手当支給者数 65 人 ・子ども医療電話相談の相談件数 5,600 件 ・小児救急医療医師研修の開催 2 回
アウトプット指標 (達成値)	・出張面談や視察を通じた医師の招へい 3 名 ・分娩手当を支給する産科医療機関数 15 施設 ・分娩手当支給者数 76 人 ・小児救急電話相談の相談件数 5,100 件 ・小児救急医療医師研修の開催 0 回
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数及び分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数については最新の調査結果が出ていないため、病院勤務医の状況から、指標については概ね維持できていると評価している。 産科・産婦人科の病院勤務医師数 H28 年度 50 人 → R2 年度 55 人 分娩 1000 件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数 H28 年度 13.9 人 → R2 年度 18.2 人 ・小児（二次・三次）救急対応病院数 H30 年度 18 病院 → R3 年度 18 病院 （１）事業の有効性 本事業により病院及び公立診療所に勤務する常勤産婦人科医師数は増加し、また、小児（二次・三次）救急対応病院数も維持されており、特定診療科の体制維持・充実を図ることができた。 ○医師派遣等推進事業 地域の医療機関に勤務する医師の確保に向けて、出張面談、地域医療視察ツアーを実施することにより、招へ

	いに向けた医師の理解の促進が図られた。 ○周産期医療体制構築事業 分娩の取扱いに従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、産科医等の処遇改善が図られた。 また、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行うことにより、将来の産科医療を担う医師の育成・確保が図られる。 加えて、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医（新生児科医）の処遇の改善が図られた。 ○小児救急医療医師研修 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により開催できなかったが、医師等を対象に、麻しん風しん対策、予防接種に関する研修会を開催し、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上に一定の効果があることから、感染状況を考慮しながら実施をしていく。 ○子ども医療電話相談事業 高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートする体制を維持することができた。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に対する予防対策や衛生意識の高まりから相談件数は減少した。 （２）事業の効率性 ○医師派遣等推進事業 医師が赴任を考えるにあたり、面談や見学のための交通費を心配することなく検討してもらうことができ、効率的な医師の招へいにつながった。 ○小児救急医療医師研修 圏域単位で実施することで、参加者の旅費等が軽減され、経済的な執行ができる。 ○子ども医療電話相談事業 電話による相談という簡易な手段により、多くの相談を経済的に執行することができた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.21（医療分）】 看護職員の確保定着事業	【総事業費】 71,749 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県看護協会、県内に所在する病院	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、看護職員確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：病院の看護師の充足率 H30年度 96.8% → R1年度 97%	
事業の内容（当初計画）	各病院の看護体制において中心的な役割を果たす中堅看護職員のモチベーション向上や資質向上を図るため、他医療機関等が開催する研修を受講するために要する経費の支援を行う。 また、各病院での看護職全体の資質向上や新人看護職員の育成、看護職員自身が安心して働ける職場環境づくりを推進するための支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・研修に参加する病院の数 20 病院 ・ナースセンターの運営 1 カ所	
アウトプット指標（達成値）	・研修に参加した病院の数 30 病院 ・ナースセンターの運営 1 カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R3.10月に看護職員実態調査を実施。 (病院の看護師の充足率 R2年度 96.2%)	
	(1) 事業の有効性 看護師の充足率は減少したが、新人看護職員に対する研修、中堅看護職員に対するキャリアアップのための研修等を講ずることにより、看護職員の意欲向上やメンタル面での支援が可能となり、病院への定着、離職防止につながっており、離職率の減少という結果からも見て取れるように看護師の確保・定着に一定の効果があった。(R1 県内病院における看護職員の離職率 7.0%。R1 全国平均 11.5%)	

	（２）事業の効率性 単独での研修開催が難しい中小病院に対して、新人職員向けの合同研修を行い、研修を集約化すること等で参加者や研修指導者の負担軽減を図り、効率的・経済的な研修実施等を行うことでコストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22（医療分）】 院内保育所運営事業	【総事業費】 41,585 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する病院	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率 H30年度 80.1% → R1年度 80% ・病院の看護師の充足率 H30年度 96.8% → R1年度 97%	
事業の内容(当初計画)	医療従事者の離職防止及び再就業を促進することで、良質な医療提供体制の確保を図るため、県内の病院及び診療所に勤務する職員のために保育施設を運営する事業について財政支援を行う。	
アウトプット指標(達成値)	院内保育所の運営費支援 9カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R3.10月に勤務医師実態調査及び看護職員実態調査を実施 (病院・公立診療所の医師の充足率 R2年度 82.1%) (病院の看護師の充足率 R2年度 96.2%)	
	(1) 事業の有効性 院内保育所を整備・運営することにより、育休からの早期復帰や退職防止につなげることができ、医療従事者の確保に効果があった。 (2) 事業の効率性 旧国庫補助事業の補助要件からの拡充内容を最小限とすることで、コストの低下を図っている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.23（医療分）】 看護師等養成所の運営、看護教員継続研修、 実習指導者養成講習会	【総事業費】 110,547 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内看護師等養成所	
事業の期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況である。看護教員の資質向上、看護師等養成所の運営支援を通じ、看護師等養成所の魅力向上を図り、県内進学促進、県内就業につなげることで、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：病院の看護師の充足率 H30年度 96.8% → R1年度 97%	
事業の内容（当初計画）	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた島根県内の保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所に対してその運営や教員の資質向上に要する経費を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・看護師等養成所の運営費支援 7カ所 ・看護教員継続研修の開催 2回 ・実習指導者養成講習会の開催 1回	
アウトプット指標（達成値）	・看護師等養成所の運営費支援 7カ所 ・看護教員継続研修の開催 2回 ・実習指導者養成講習会の開催 1回	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 看護師等養成所の専任教員の養成及び人件費等の運営費を支援することにより、看護教育の充実を図ることができ、看護師の確保に効果があった。 （2）事業の効率性 旧国庫補助事業と同様の補助要件とすることで、コストの低下を図っている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24（医療分）】 医療勤務環境改善支援センター事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・ 病院・公立診療所の医師の充足率 H30 年度 80.1% → R1 年度 80% ・ 病院の看護師の充足率 H30 年度 96.8% → R1 年度 97%	
事業の内容（当初計画）	県内医療機関に勤務する、医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保を図るため、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関が自主的に行う勤務環境改善の取組を支援する。（訪問支援、相談対応のほか、医療機関への普及啓発等を行う）	
アウトプット指標（当初の目標値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する 医療機関数 6 施設	
アウトプット指標（達成値）	令和 2 年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和元年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和元年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和元年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.25（医療分）】 医療従事者の確保に関する支援事業 医療従事者研修環境整備事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する病院、郡市医師会	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・ 病院・公立診療所の医師の充足率 H30 年度 80.1% → R1 年度 80% ・ 病院の看護師の充足率 H30 年度 96.8% → R1 年度 97%	
事業の内容(当初計画)	・ 県内の医療従事者を確保するため、各病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・ 県内の病院及び郡市医師会が、地域医療構想に基づき、二次医療圏域内において必要となる医療従事者の確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・ 二次医療圏ごとに、医療技術及び提供医療の質の向上を図るため、圏域内の医療従事者を対象とした研修を病院が実施する場合、研修実施に要する経費を県が補助する。(原則として二次医療圏で 1 病院を対象とする。)	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・ 独自に医療従事者の確保に取り組む病院の数 17 病院 ・ 各医療圏域での研修開催 4 回	
アウトプット指標 (達成値)	令和 2 年度事業は過年度計画により実施している。(過年度分事後評価参照)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和元年度計画分は執行していない。	
	(1) 事業の有効性 令和元年度計画分は執行していない。 (2) 事業の効率性	

	令和元年度計画分は執行していない。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.26 (医療分)】 地域医療教育推進事業	【総事業費】 12,930 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：県内からの医学科進学者数 H30 年度 50 人 → R1 年度 50 人	
事業の内容（当初計画）	継続的かつ安定的な医療提供体制の確保を図るため次の取組を実施する。 ・小中学校がふるさと教育として「地域医療」をテーマとした授業等を実施するために必要な経費を県が補助。 ・中・高校生を対象とした地域医療現場体験事業（院内見学や医師・医学生等との意見交換など）の実施。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ふるさと教育（地域医療）に取り組む小中学校数 150 校 ・体験事業実施数 7 回	
アウトプット指標（達成値）	・ふるさと教育（地域医療）に取り組む小中学校数 121 校 ・体験事業実施数 2 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内からの医学科進学者数 R3 年度 35 人	
	（1）事業の有効性 小中学生の時期から地域医療の現状及び課題を知り、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割を考える機会を設けることに努めたが、中止せざるを得なかった事業もあり、目標には到達しなかった。 また、高校生にも大学受験前に医療機関を見学・体験する機会を与えるほか、他校の生徒と切磋琢磨しながら医療従事への「明確な意志」の確立と必要な「学力の向上」を図る勉強会を Web で実施したことから、県内からの医学科進学者数の確保に一定程度の効果が得られたが、目標には到達しなかった。 高校生を対象とした医療現場体験事業は、回数は少なかったものの、参加者は昨年度を超えた。	

	これまでの取組み等により、医師や看護師及び薬剤師などの医療従事者を目指す児童、生徒は増えていると認められることから、令和4年度からは当該事業の普及活動や、参加人数制限を設けている医療現場体験等の事業ではオンラインでの実施を検討する等して目標達成を図る。 (2) 事業の効率性 各小中学校で工夫しながら授業を構成しており、県が直接実施する場合と比較して、地域の実情に応じて低コストで効率的にふるさと教育を実施することができる。 中高生の医療現場体験は、県内医療機関の協力を得ながら生徒の休業期間中に集中して行うことで、最小限の実施回数で効率的に実施している。 また、合宿形式の事業にあたっては、県教育委員会と連携・役割分担することで、効率的に実施しているが、さらに多くの生徒が参加できるよう、Webでの実施方式についても検討を加える。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.27（医療分）】 歯科医療従事者人材確保対策事業	【総事業費】 1,745 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県歯科医師会	
事業の期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	歯科衛生士の数が全県的に不足しているため、歯科衛生士の確保・離職防止を図り、適切な歯科医療提供体制を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持（H30.12時点 216カ所）	
事業の内容（当初計画）	歯科衛生士の確保や専門性の向上に係る啓発や研修会、歯科技工士養成校の学生との交流・意見交換会などを開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	上記研修会の開催 2回	
アウトプット指標（達成値）	・歯科衛生士、歯科技工士を雇用する立場である歯科医院管理者（歯科医師）を対象とした研修を開催（R2年度1回） ・歯科衛生士（現職・復職希望者）、歯科医師等を対象とした復職応援セミナーの開催（R2年度1回）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 歯科衛生士が勤務する歯科診療所 216カ所（H30.12） 参考：県内養成校卒業生における県内就職率 R1年度：63.9%（DH）→R2年度：41.0%（DH）	
	（1）事業の有効性 雇用主である歯科医師や歯科医院管理者へ対する研修を実施することで、勤務・復職しやすい体制づくり、環境づくりを図ることができた。 また、県内養成校卒業生の県内就職率は低下しているものの、県内養成校学生との交流がきっかけとなり、県内就職にもつながっていることから、一定の効果が得られている。 （2）事業の効率性 島根県歯科医師会へ委託することで、管理者としても離職防止等を考えてもらうことができる。また、復職希望者だけではなく歯科医院へ勤務している歯科衛生士に対しても広く働きかけることができる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.28 (医療分)】 薬剤師確保対策事業	【総事業費】 1,844 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県薬剤師会	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	人口あたりの薬剤師数が少なく、薬剤師不足が深刻であることから、これらの職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：県内病院における薬剤師の充足率 H30 年度：81.0% → R1 年度：81.2%	
事業の内容（当初計画）	薬剤師を含む医療従事者等の確保・養成が急務であるため、高校生とその保護者、教員を対象としたセミナーを実施し、薬科大学への進学を後押しする。 また、本県からの進学者が多い中国四国地方を中心に薬科大学を訪問するなどし、薬剤師の県内就業を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	セミナーへの参加者数 100 名	
事業の有効性・効率性	新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生セミナーについては、オンラインにより開催し、38 名の参加があった。 また、薬科大学の訪問についても、オンラインにより実施し、1 大学に訪問した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内病院における薬剤師の充足率 H30 年度：81.0% → R1 年度：84.1% → R2 年度：85.3% → R3 年度：87.7%	
	（１）事業の有効性 本県から薬科大学へ進学を希望している者を後押しし、将来、本県で働く薬剤師のタマゴを育成する。また、各薬科大学に対して本県の薬剤師が不足している状況を訴え、本県での就職を働きかけてもらうことにより、本県での就職を考える薬剤師が増加することが期待できる。 本事業により県内病院における薬剤師の充足率は上昇し、目標を達成したため、薬剤師の確保に効果があった。 （２）事業の効率性	

	本県への就職の可能性が高い者へ限定して働きかけを行うことにより、コストの低下を図りながら効率的に実施している。
その他	